

香南市外国語指導助手派遣業務仕様書

1 業務番号及び業務名

(学第 08098 号) 香南市外国語指導助手派遣業務

2 目的

本仕様書は、香南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、外国語指導業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めるものとする。

香南市立小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、教育支援センター、教育委員会に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することにより、生きた英語及び外国の文化に触れる機会をつくる。また、英語の音声や表現に慣れ親しみ、言語活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな国際感覚の養成と国際理解を推進し、英語教育の充実を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 派遣元が行う業務

- ア ALTの配置
- イ 香南市を担当するコーディネーターの選任
- ウ 教育委員会、小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、教育支援センター、ALTとの連絡調整と配置調整（配置先の都合による再配置調整、ALTの休暇等による配置先への事前連絡及び再配置調整）
- エ コーディネーターによる配置先の訪問及びALTに対する適切な指導体制の構築と指導の実施、ALTの業務遂行状況の把握及び評価、監督
- オ ALTの勤務管理、配置前及び配置期間中の業務の遂行に必要な研修の実施、英語教育に係る教材、指導案の提供等の支援（学習指導要領に基づく指導カリキュラム等の理解促進に係る研修含む）
- カ ALTに係る配置先及び教育委員会からの要望や苦情等への対応
- キ 月例業務実施報告書及び教育委員会からの求めに応じて必要な報告書の提出
- ク ALTに対し、配置前に健康診断を受けさせること。
- ケ ALTが配置先の規律や規則の理解、滞在中に国内の法令等を遵守するための適切な措置
- コ ALTが日常生活・学校生活を送るために必要な支援（学校給食、査証、免許取得・移動手段の確保、納税等の手続きの支援）
- サ 配置先への移動について、距離に関わらず会社が責任をもって行うことができること。
- シ その他教育委員会が必要と認める業務
- ス 企画提案書及び2次審査（プレゼンテーション）にて提案した内容の履行

(2) ALTが行う業務

- ア 配置先における効果的な授業等実践に関する授業支援、チームティーチングの実施、情報提供、指導補助（教材・ワークシート・カリキュラム等の作成支援等）
- イ 授業内容等の事前打ち合わせや授業の有効性の検討とその後の改善に向けての話し合い
- ウ 課外活動（スピーチコンテスト等）における児童・生徒等との交流、助言、個別指導
- エ クラブ活動、文化祭、体育祭への積極的参加
- オ 教育支援センターにおける児童生徒との交流、指導補助
- カ 公的英訳文書に対するネイティブチェック

4 ALTの資格・要件

- (1) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有する等日本での就労に適切な在留資格を有すること。
- (2) 英語を第一言語（母語）とし、または同等の英語力を有し、標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確に指導できること。
- (3) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- (4) 日本又は諸外国における教員資格若しくはこれと同等程度の能力、大学卒業資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (5) 英語教育に関する指導経験があり、又は専門機関において指導技術の研修を受けていること。
- (6) 英語教育及び教育に対する熱意と経験があり、誠実に職務を遂行できること。
- (7) 学習指導要領について理解と関心があり、日本の教育に関する指導を実践できること。
- (8) 教職員や児童生徒等と積極的にコミュニケーションを図り、共に活動することに意欲があること。協調性に富む者であること。
- (9) 業務に必要な会話が日本語で可能であること。
- (10) ALTという立場を利用し、営利につながる行為をしないこと。また、布教活動、政治活動を行ないこと。
- (11) 日本の教育環境、文化を理解して、教育者、指導者としての自覚と責任を有し、相応しい服装で態度や業務にあたること、また地域社会との調和など、円滑な人間関係が構築できること。
- (12) 定期的もしくは配置前に健康診断を受診し、異常がない者であること。
- (13) 日本の生活に適応できる能力を有し、地域社会との調和など、円滑な人間関係が構築できること。
- (14) プライバシーの保護に努める等、人権意識の高い者、日本国内の法令等順守に対して高い倫理観があること。
- (15) 車や自転車等の車両を運転することが出来、通勤に用いることが可能であること。

5 契約期間および配置時間数等

(1) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(2) 業務期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 配置日及び就業時間等

ア 配置日は、令和9年4月1日から令和11年3月31日の間とし、原則として月曜日から金曜日までとする。但し、香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づく休業日は原則勤務を要しない日とする。

イ 就業時間については、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。

ウ 休憩時間は45分とする。

エ 授業時間は1日当たり5授業時間以内とする。

オ その他、勤務に関して疑義が生じたことは、教育委員会、派遣元、配置先、ALTとの協議の上で変更できるものとする。

6 配置校（業務場所）およびALT数

香南市立小中学校11校（小学校7校、中学校4校）、保育所（4所）、幼稚園（2園）、認定こども園、教育支援センター、教育委員会のうち、契約時に指定する場所とする。

本契約で配置するALTは7人とし、1人あたり1校または2校以上の学校等を兼務する場合がある。

赤岡小学校、香我美小学校、野市小学校、野市東小学校、佐古小学校、夜須小学校、吉川小学校
赤岡中学校、香我美中学校、野市中学校、夜須中学校
野市保育所、佐古保育所、赤岡保育所、吉川みどり保育所
野市幼稚園、野市東こども園、香我美幼稚園、夜須こども園、教育支援センター、教育委員会
※上記施設は、統廃合により施設数や名称が変更することがある。

7 契約価格に含まれるもの

契約価格には、ALTの派遣に必要な一切の経費が含まれ、契約価格以外に市が負担する経費はないものとする。

8 料金の支払について

支払方法は、年度ごとの契約価格（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜き）を月毎に均等分割し、年12回の毎月支払とする。この場合において、1月（回）分の支払額に1円未満の端数が生じるときは、最終の支払月に含めるものとする。

消費税等については、毎月ごとの支払額に基づき算出し、算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。この場合において、年12回分の消費税等の合計価格と契約価格に対する消費税等の額に誤差が生じるときは、最終の支払月で調整する。

なお、業務が困難な日数が出た場合は、協議の上、契約価格を減額する場合がある。また、契約期間中であっても、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することができるものとする。その場合は、契約解除月は解除日までの日数について月額を日割計算して支払うものとし、以後の価格については支払わないものとする。

9 研修等の実施

（1）ALTに対する研修の実施

派遣元は、ALTを対象とした配置前及び配置後の定期的な研修を実施すること。

（2）配置校におけるALTの指導・監督

派遣元は、本業務の適切な実施を図るため、配置先を定期又は随時に巡回し、必要に応じてALTの指導を行うこと。

（3）情報の収集

英語教育の指導に関する通達等、業務遂行のため必要な情報を迅速に収集しながら、ALTと配置先に対してそれらに関する情報提供や研修を行うこと。

10 その他

（1）個人情報の取扱について、ALT及び派遣元は、業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（2）守秘義務について、ALT及び派遣元は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、

自己の利益のために使用することはできない。配置期間が終了した後も同様とする。

- (3) 業務上作成及び配置校等で取得した文書等（文書、図書、写真及び電磁的記録等）の管理保存について、ALT及び派遣元は、香南市文書管理保存規程等を参考に、適正に管理・保存することとする。なお、当該文書等については、配置期間終了時に、配置先及び教育委員会の指示に従って引渡しを行うこととする。
- (4) ALTの業務遂行中及び業務のための移動中の身体に係わる疾病、負傷、事故等による緊急対応については、派遣元の責任において一切の処理をするものとする。また、ALTが加害者となった場合も派遣元の責任において一切の処理をするものとする。
- (5) 派遣元は、ALTが規定時間を超えて休暇をとる場合や、事故等により派遣することが困難になった場合は、速やかに教育委員会に連絡し、代替のALTを配置するものとする。
- (6) ALTの勤務内容、勤務態度若しくは指導能力について適格性を欠くと判断したときは、派遣元において適宜指導を行い、状況改善を図ること。指導を加えても改善の見込みがない場合は、ALTの変更が可能であり、その代替の確保が速やかに出来ること（新たに配置するALTについて、事前に教育委員会と協議すること）。
- (7) 派遣元は、ALTの労災保険を掛けること。
- (8) 在職中はもとより退職後（原則として1年以内）も含め、ALTに関する税や公共料金の滞納が発生しないよう適切な支援や対応を行うこと。
- (9) 配置後半年未満の短期間で退職することが頻繁に発生しないよう、ALTが配置期間中に意欲的に勤務できるような支援や対策を講じること。
- (10) 幼児・児童・生徒の人権擁護の観点に十分配慮するよう指導すること。
- (11) 派遣元は二重派遣を行ってはならない。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、教育委員会と派遣元の双方で誠意を持って協議するものとする。